

日野市子ども・子育て支援会議の概要

1 趣旨

子ども・子育て支援法第 77 条において、市町村は、条例で定めるところにより、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定などの事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を設置することが求められています。

本市においては、平成 25 年 9 月に「日野市市子ども・子育て会議条例」を制定し、本市の附属機関として「日野市子ども・子育て支援会議」を設置いたしました。

2 「日野市子ども・子育て支援会議条例」等について

「資料 3」参照

3 委員について

子ども・子育て支援に関し学識経験のある方、子育て当事者・支援者、保育・教育関係者、事業者など、幅広い分野から委員にご就任をいただきました。

また、事業計画策定にあたり、特定の分野を専門的にご審議いただくため、専門部会を設置することも可能となっています。

4 「日野市子ども・子育て支援会議」の審議事項について

【子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項（抜粋）】

- (1) 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定に関する事
- (2) 特定地域型保育事業（小規模保育等）の利用定員の設定に関する事
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関する事
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関する事

※市町村子ども・子育て支援事業計画については、「議事 4」で説明

5 会議スケジュール（予定）

11月	12月	1月	2月	3月
● 第 1 回会議		● 第 2 回会議		● 第 3 回会議
二一ズ調査実施	→	二一ズ調査集計等	→	事業計画の検討

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	● 第 4 回会議		● 第 5 回会議		● 第 6 回会議		● 第 7 回会議		● 第 8 回会議		
	事業計画の検討及び策定 →										